

第一号様式(用紙の大きさは、日本産業規格A6とし、中央点線の所から二つ折りとする。)(第二条関係)

(イ)(表面)

第五条 植物防疫官及び植物防疫員は、この法律により職務を執行するときは、その身分を示す証票を携帯し、且つ、前条第一項の規定による権限を行うとき、又は関係者の要求があつたときは、これを呈示しなければならない。

2 (略)

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四条第一項の規定による検査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
- 二 第四条第二項の規定による命令に違反したとき。
- 三 九 (略)

植物防疫官証
(植物防疫法第五条第一項の規定による証票)

(裏面)

第 号 年 月 日 交付

植物防疫官

官 職
氏 名
生 年 月 日

写真

植物防疫法(抄)

第三条 この法律に規定する検査又は防除に従事させるため、農林水産省に植物防疫官を置く。

2・3 (略)

第四条 植物防疫官は、有害動物若しくは有害植物であることの疑いのある動物(以下この項において「疑いのある動物」という。)又は有害動物若しくは有害植物が付着しているおそれがある植物、土若しくは農機具その他の農林水産省令で定める物品(以下「指定物品」という。)若しくはこれらの容器包装があると認めるときは、土地、貯蔵所、倉庫、事業所、船舶、車両又は航空機に立ち入り、当該疑いのある動物並びに当該植物、土及び指定物品並びにこれらの容器包装等を検査し、関係者に質問し、又は検査のため必要な最少量に限り、当該疑いのある動物若しくは当該植物、土若しくは指定物品若しくはこれらの容器包装を無償で集取することができる。

2 前項の規定による検査の結果、有害動物又は有害植物があると認められた場合において、これを駆除し、又はそのまん延を防止するため必要があるときは、植物防疫官は、当該有害動物若しくは有害植物を所有し、若しくは管理する者に対し、その廃棄を命じ、又は当該植物、土若しくは指定物品若しくはこれらの容器包装、土地、貯蔵所、倉庫、事業所、船舶、車両若しくは航空機を所有し、若しくは管理する者に対し、その消毒を命ずることができる。

3・4 (略)

(口) (表面)

<p>植物防疫員証</p> <p>(植物防疫法第五条第一項の規定による証票)</p>	
--	--

(裏面)

<p>植物防疫法(抄)</p> <p>第三第 (略)</p> <p>2 植物防疫官が行う検疫又は防除の事務を補助させるため、農林水産省に植物防疫員を置くことができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>第五条 植物防疫官及び植物防疫員は、この法律により職務を執行するときは、その身分を示す証票を携帯し、且つ、前条第一項の規定による権限を行うとき、又は関係者の要求があつたときは、これを呈示しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第 号 年 月 日交付</p> <p>植物防疫員</p> <p>所 氏 生 属 名 年 日 月 日</p> <p>写真</p>
--	--